令和８年度

第１回倉浜衛生施設組合議会定例会

会議録

令和８年８月１４日　　開　会
令和８年８月１４日　　閉　会

場　所　：　倉浜衛生施設組合　管理棟３階大会議室

令和８年度
第　１　回

倉浜衛生施設組合議会定例会会議録

議　　事　　日　　程

令和８年８月14日（金）
午前10時開議

第　１　議席の指定について
第　２　会議録署名議員の指名について
第　３　会期の決定について
第　４　議案第1号　倉浜衛生施設組合一般廃棄物処理手数料に関する条例の一部を改正する条例
第　５　議案第2号　令和８・９年度熱回収施設基幹的設備改造工事の請負契約について
第　６　議案第3号　令和8年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第1号）
第　７　認定第1号　令和7年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について
第　８　報告第1号　令和7年度倉浜衛生施設組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
第　９　報告第２号～報告第８号　例月現金出納検査の結果報告について
第　10　一般質問

本日の会議に付した事件
（議事日程のとおり）

出席議員（１４名）

１番	伊　禮　悟　議員	８番	新　里　和　也　議員
２番	上　地　崇　議員	９番	伊　佐　哲　雄　議員
３番	栄野比　和　光　議員	１０番	棚　原　明　議員
４番	喜友名　秀　樹　議員	１１番	又　吉　亮　議員
５番	桑　江　直　哉　議員	１２番	宮　城　政　司　議員
６番	小　谷　良　博　議員	１３番	高　安　克　成　議員
７番	町　田　裕　介　議員	１４番	照　屋　正　治　議員

説明のため出席した者の職、氏名

管理者	花城大輔	業務第一課長兼	上地竜也
副管理者	佐喜眞　淳	業務第二課長	
副管理者	渡久地　政志	総務課主幹	辺土名　俊明
事務局長	花城博文	総務課主幹	町田洋人
次長兼総務課長	山城　満		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

総務係長	米須　健	総務課主査	大城和佳

○栄野比和光 議長

皆さん、おはようございます、ただ今より、令和8年度第1回倉浜衛生施設組合議会（定例会）を開会いたします。

ただ今の出席議員数は13名であります。

宮城政司議員より遅刻の報告がございました。

定足数に達しております。会議は有効でございます。

それでは、本日の議会を開きます。

開会のご挨拶を管理者にお願いいたします。

花城 管理者。

○花城大輔 管理者

皆様、おはようございます。

統一地方選挙まで1か月を切って、皆様大変お忙しいとは思いますけれども、そんな中、令和8年度第1回倉浜衛生施設組合議会定例会にご出席を賜りありがとうございます。

本日開催の定例会では、倉浜衛生施設組合一般廃棄物処理手数料に関する条例の一部を改正する条例をはじめ、計5件の議案を上程しております。

各案件の説明に対しては担当よりさせていただきますが、何とぞ慎重なるご審議を賜りますようにお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○栄野比和光 議長

以上でご挨拶を終わります。

本日は、議事日程によって議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員の指名は、会議規則第70条の規定により、議長において上地 崇議員、宮城 政司議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日8月14日の1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（『異議なし』の声あり）

○栄野比和光 議長

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日、8月14日の1日間と決定いたしました。

また、申し合わせ事項にございますように質疑は、同一議員につき、同一議題について2回以内とする、発言時間は、答弁を含まず20分といたします。

よろしくお願いいたします。

日程第3、議案第1号　倉浜衛生施設組合一般廃棄物処理手数料に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。当局の説明を求めます。

花城 事務局長。

○花城博文 事務局長

おはようございます。本議会もよろしくお願いいたします。

議案第1号　倉浜衛生施設組合一般廃棄物処理手数料に関する条例の一部を改正する条例

倉浜衛生施設組合一般廃棄物処理手数料に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和8年8月14日

倉浜衛生施設組合　管理者　花　城　大　輔

（提案理由）

倉浜衛生施設組合一般廃棄物処理手数料について、廃棄物処理原価と大きく乖離しているため、処理手数料を改める必要があり、この案を提出する。

次のページをお願いいたします。

倉浜衛生施設組合一般廃棄物処理手数料に関する条例の一部を改正する条例

倉浜衛生施設組合一般廃棄物処理手数料に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第１中「100円」を「130円」に改める。

別表第２中「4円」を「10円」に改める。

附則（施行期日）第1項、この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）第2項、管理者は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

（経過措置）第3項、改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に搬入される一般廃棄物に係る処理手数料について適用し、同日前に搬入された一般廃棄物に係る処理手数料については、なお従前の例による。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○栄野比和光 議長

以上で当局の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

桑江直哉 議員。

○桑江直哉 議員

ちょっとだけ聞かせていただきたいと思います。議案説明資料の2ページです。

今回、一般廃棄物処理手数料に関する条例ですけれども、ごみ処理手数料が10キログラム当たり100円から130円になる。また、し尿処理手数料が4円から10円になるということで、こちらの資料のほうにあるのですが、議事録にもしっかり残しておきたいということで、現在の倉浜衛生施設組合の処理原価、10キログラム当たり過去4年分がどうなっているのかお聞かせください。また、尿のほうも同様にお聞かせください。

併せて那覇市・南風原町環境施設組合、また南部広域行政組合、浦添市クリーンセンター等との比較も併せてお伺いいたします。

○栄野比和光 議長

上地 業務第一課長兼業務第二課長。

○上地竜也 業務第一課長兼業務第二課長

ただ今のご質疑にお答えいたします。こちら説明資料の2のほうの4をお願いいたします。ごみ処理につきましては、令和3年は283.75円、令和4年が287.48円、令和5年が293.91円、令和6年が346.3円、令和7年が524.82円となっております。他施設につきましては、下のほうにあります那覇市・南風原町環境施設組合が130円、南部広域行政組合が150円、浦添市クリーンセンターが100円となっております。

隣の3ページをお願いします。こちらのほうがし尿処理になりまして、令和3年の倉浜が178.24円の処理原価で、令和4年が147.75円、令和5年が152.42円、令和6年165.37円、令和7年254.51円となっております。他施設につきましては、那覇市・南風原町環境施設組合が下水供用ありで35円、浦添市クリーンセンターが下水供用ありで10円、宮古島市し尿等下水道投入施設が10円となっております。

○栄野比和光 議長

桑江直哉 議員。

○桑江直哉 議員

ありがとうございます。これまでごみ処理手数料100円だったものが130円になるということで、しかし、実際処理原価のほうは令和7年度においては524.82円ということで、相当差があるなと感じました。ちなみに、令和6年度と令和7年度と比べると相当高くなっているんですけれども、簡潔に高くなっている理由、原油高とかいろいろあると思いますが、そこら辺も教えていただきたいと思います。

それと、今回ごみ処理手数料が100円から130円になるということで、これはいいのですが、し尿手数料が4円から10円になりますけれども、例えばくみ取りとかそういう浄化槽を使っている方へ影響というものはあるものなのか本員、分からないのですが、4円から10円になることで例えばくみ取りの料金が今まで1万円だったものが2万円になるとか、そういう形で市民に対する影響というのはどのように考えているのか。ほかの那覇市、浦添市、宮古島市と比べたらこれは相当安かったので、今回10円にするのは妥当だと思いますが、市民に対する影響も併せてお伺いいたします。

○栄野比和光 議長

上地 業務第一課長兼業務第二課長。

○上地竜也 業務第一課長兼業務第二課長

ただ今のご質疑にお答えいたします。まず、ごみ処理手数料原価のほうであります。こちら令和6年度から令和7年度に大分原価が上がっていますが、原価の出し方について、普通建設費用を原価のほうに入れておりますので、令和7年度は熱回収施設の基幹改造工事がありまして、その支払いがあったために金額が大分上がっている形となっております。

次、し尿処理のほうですが、市民への影響につきましては、処理は10キログラム当たりで4円から10円という形で上げさせていただいておりますが、一般家庭からの徴収については、それ以外の運搬収集等も含んでいるので、どれぐらいの影響が出るかというのは、こちらのほうでは把握できておりません。

○栄野比和光 議長

ほかに質疑はありませんか。

伊佐哲雄 議員。

○伊佐哲雄 議員

確認させていただきたいと思います。まず、説明資料2ページ、同じく1ページでございますが、現行の手数料が処理原価と乖離しているということであれば、それは改定するのは当然だろうと思っております。その3番にある一般廃棄物処理有料化の手引きというところで廃棄物処理法上、一般廃棄物処理については市町村が統括的な責任を有するということでありまして、その続きにある事業系一般廃棄物については、排出事業者自らの責任において適正に処理することが義務づけられているというふうに書かれております。市町村において処理する場合においては、廃棄物の処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましいというふうにあるんですね。廃棄物処理法上では義務づけられているけれども、処理については望ましいというふうなちょっとトーンダウンした書き方になっているんですけれども、これの考え方、我々はどう捉えていいのかというところをご説明お願いいたします。

○栄野比和光 議長

山城 次長兼総務課長。

○山城満 次長兼総務課長

ただいまの質疑にお答えいたします。今、2ページの3の一般廃棄物有料化の手引きの中の文言についての整理の仕方ですけれども、こちらに書かれている2行目の事業系一般廃棄物については排出業者自らの責任において適正に処理すると義務づけられていると、排出事業者というのがよくある居酒屋さんであるとかそういう処理する業者さんですけれども、その方々が収集業者の方にお願いして、自ら処理をしているということからすると、しっかりと対応していただいているのかと、義務に基づいて処理していただいているということであります。

次の、そのためですけれども、そちらの市町村においての処理の場合には、廃棄物の処理に係る原価相当の料金、こちら料金を徴収するということについては原価相当の料金を徴収することが望ましいということで、料金と処理をするという、収集業者に委託して、自分たちのゴミを片付ける義務と、それに係る料金の設定については処理原価相当を取ることが望ましいという、処理する責任と料金の設定の2つの話が出ているので、その違いが出てきているものだと考えております。以上です。

○栄野比和光 議長

伊佐哲雄 議員。

○伊佐哲雄 議員

現実的に廃棄物処理に係る原価相当の料金を全て徴収するというのは難しいだろうなと。事業所の皆様方のことも、当然コスト的なところも考えなければいけませんし、だとは思うんですが、その辺のところの考え方というのかな。基準というのはないのかもしれませんけれども、要は言いたいことは、その次のことですけれども、そのごみ処理に係る原価に対する割合、平均で28.8%となっておりますが、今、桑江議員からありましたように、原価が急激に上がってきております。令和7年度の524.82円で計算しますと、これは19%です。ということは残りの8割の原価相当分の処理手数料を一体誰が負担したのか。してきたのかという考え方を持つべきなのか。8割、結構大きな割合だと思います。それで3ページにあるシミュレーションのところで、その料金を改定することによって、約8,100万円の増になるということは、この8割相当ということを考えると、かなり大きな金額になるのではないかと想定できます。これを市民が負担しているのか。あるいは国とか県からのほかの補助金があるのか。負担を令和7年度だけ見れば8割はその負担をどこかに回っている、誰かが負担しているということになると思いますけれども、これはどのように考えたらいいですか。

○栄野比和光 議長

上地 業務第一課長兼業務第二課長。

○上地竜也 業務第一課長兼業務第二課長

事業系一般廃棄物について、こちらのほうも一部手数料で賄っておりますが、それ以外のほうにつきましては構成市町で負担という形になっております。

○栄野比和光 議長

伊佐哲雄 議員。

○伊佐哲雄 議員

それは構成市町の責任でやっているという考え方でしょうか。今日は管理者もいらっしゃいますし、市民の負担がなければそれはそれでいいだろうという考えはあるんですが、それの考え方、皆さん方、これは組合としてはそういうふうな言い方になるのかもしれませんけれども、回り回って8割の100%ではないにしても、市民の皆さん方にご負担いただいているということなのか、それは知りませんというふうなことでは多分ないと思います。それを改めて説明をお願いします。

○栄野比和光 議長

山城 次長兼総務課長。

○山城満 次長兼総務課長

ただいまの質疑にお答えいたします。処理原価からすると、処理手数料というのが平均でいくと約3割程度ということになりまして、実際この有料化の手引きからすると原価相当を取ることが望ましいことになっておりますが、実際のところほかの自治体で

あったり県内の自治体、そういったところでの手数料の相場を、相場というかそういったところを勘案しながら料金の設定をさせていただいているところであります。今後も処理原価に見合った価格水準とさせていただきたいと、目指すところはそこだと思いますけれども、今後は他施設の処理手数料の状況も勘案しながら、関係機関まで理解を得て定期的に手数料の改定にしっかりと取り組んでいきたいと考えているところです。以上です。

○栄野比和光 議長

ほかに質疑はありませんか。

宮城政司 議員。

○宮城政司 議員

よろしくお願いします。議案説明資料の3ページの6番、スケジュールのところですけれども、周知期間、チラシ配布と設定されていますが、この周知というのは倉浜衛生施設組合がやられるのか。それとも3構成市町で対応されるのか。その確認をさせてください。

○栄野比和光 議長

上地 業務第一課長兼業務第二課長。

○上地竜也 業務第一課長兼業務第二課長

周知のほうは、倉浜衛生施設組合のほうで構成市町を回りながらやっていきたいと考えております。

○栄野比和光 議長

宮城政司 議員。

○宮城政司 議員

ありがとうございます。値上げに関しては物価高の影響もあって致し方ないというか、のまざるを得ない部分もあるかと思いますけれども、せめて関係する方々には丁寧な説明が必要だというふうにも、かつなるべく早い説明が必要だと考えていて、本当にこれだけで足りるのかなと思っています。今、首長がいらっしゃるのでぜひ巻き込んでというか、それぞれの担当部署とかと一緒になって、直接だったり、間接的にでも影響ある方々に丁寧にかつ細やかな周知というものをやっていただきたいなと。これは質疑ではなくて要望になってくるんですけれども、そのような対応が可能かお伺いします。

○栄野比和光 議長

上地 業務第一課長兼業務第二課長。

○上地竜也 業務第一課長兼業務第二課長

この議会で議決をいただきましたら、チラシのほうを作成して、できるだけ早い段階で、各団体を回りながら説明していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○栄野比和光 議長

ほかに質疑はありませんか。

（『質疑なし』の声あり）

○栄野比和光 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

これより議案第1号について討論に入ります。討論はありませんか。

（『討論なし』の声あり）

○栄野比和光 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第1号　倉浜衛生施設組合一般廃棄物処理手数料に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（『異議なし』の声あり）

○栄野比和光 議長

異議なしと認めます。よって、議案第1号　倉浜衛生施設組合一般廃棄物処理手数料に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決いたしました。

日程第4、議案第2号　令和8・9年度熱回収施設基幹的設備改造工事の請負契約について、議題といたします。当局の説明を求めます。

花城 事務局長。

○花城博文 事務局長

議案第2号　令和8・9年度熱回収施設基幹的設備改造工事の請負契約について

このことについて、別紙のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び倉浜衛生施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年8月14日

倉浜衛生施設組合　管理者　花　城　大　輔

次のページをお願いいたします。

1契約の目的、令和8・9年度熱回収施設基幹的設備改造工事。

2契約の方法、随意契約。

3契約金額、金31億5,700万円。

4契約の相手方、住所、東京都大田区羽田旭町11番1号。商号又は名称、荏原環境プラント株式会社、代表者氏名、代表取締役社長　佐藤誉司。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○栄野比和光 議長

以上で当局の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

（『質疑なし』の声あり）

○栄野比和光 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

これより議案第2号について討論に入ります。討論はありませんか。

（『討論なし』の声あり）

○栄野比和光 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第2号　令和8・9年度熱回収施設基幹的設備改造工事の請負契約について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（『異議なし』の声あり）

○栄野比和光 議長

異議なしと認めます。よって、議案第2号　令和8・9年度熱回収施設基幹的設備改造工事の請負契約について、原案のとおり可決いたしました。

日程第5、議案第3号　令和8年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第1号）について、議題といたします。当局の説明を求めます。

花城 事務局長。

○花城博文 事務局長

議案第3号　令和8年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第1号）

みだしのことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき議会の議決を求める。

令和8年8月14日

倉浜衛生施設組合　管理者　花　城　大　輔

予算書の1ページをお開き願います。

令和8年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第1号）

令和8年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,850万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億3,931万4千円とする。

2項　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条　債務負担行為の追加は、「第2表　債務負担行為補正」による。

令和8年8月14日提出

倉浜衛生施設組合　管理者　花　城　大　輔

4ページ「第2表　債務負担行為補正」をお開き願います。

主な事業について、ご説明いたします。

4ページの1行目、重機借上料（限度額2,164万2千円）についてでございます。こちら

は最終処分場で使用している重機（ブルトーザー）が令和8年度に満期を迎えるため、今年度内で新たな車両を選定する必要があり、債務負担行為にて計上しております。

同ページ上から2行目、機械警備業務委託（限度額767万5千円）についてでございます。こちらは倉浜衛生施設組合の管理棟、最終処分場、し尿処理場の機械警備について、令和8年度で満期を迎えるため、現行の機械を3年間延長使用するため、債務負担行為にて計上しております。

続きまして上から3行目、財務会計・人事給与システム保守委託（限度額554万4千円）につきましては、令和9年度から11年度の3年間について、財務会計・人事給与システムの保守委託費として計上するものでございます。

上から4行目、新聞購読料（限度額9万2千円）から5ページの4行目、グループウェア使用料までが総務課の債務負担行為となっており、通常の施設の維持管理等に係る事業を計上しております。

5ページをお開き願います。

上から5行目、薬品等購入費（限度額2億2,346万6千円）から6ページの最後の行、調理残渣収集運搬作業業務委託（限度額338万4千円）までが衛生費となっており、廃棄物処理運転を継続的に行うために必要な薬品、燃料、点検業務などとなっております。

戻りまして5ページの下から3行目、1号炉定期修繕費（限度額2億3,942万5千円）についてでございます。こちらは熱回収施設の定期修繕整備に係る費用でございまして、例年4月に契約を行っておりますが、令和9年度におきましては整備工程の都合上4月に工事開始となることから、契約手続に暇がないため債務負担行為にて計上するものでございます。

続きまして6ページ上から2行目、倉庫管理システム使用料（限度額7万3千円）につきましては、熱回収施設で保管する予備品類の管理システムを継続使用するため、債務負担行為にて計上しております。

6ページ下から3行目、電気設備保守点検業務委託（限度額114万5千円）につきましては、最終処分場とし尿処理場の電気設備を保安規定に基づき保守点検を行うものでございます。4月1日より業務委託を開始するため、債務負担行為にて計上しております。

次のページをお開き願います。

令和8年度補正予算（第1号）に関する説明書の中から、主なものをご説明させていただきます。

説明書の3ページをお開きください。

歳入でございます。5款1項1目財政調整基金繰入金の補正額8,399万3千円の減につきましては、歳入歳出補正財源調整として基金へ繰り戻すものでございます。

また、2目地域還元対応基金繰入金の補正額430万7千円の増は、基金対象団体でございます池原自治会並びに登川自治会から、倉浜衛生施設組合地域還元対応基金条例等に基づく周辺地域環境整備等事業の要望がございますので計上するものであり、歳出の2

款1項1目18節負担金・補助金及び交付金の増に伴うものでございます。

続きまして4ページをお開き願います。

6款1項1目繰越金の補正額1億7,635万2千円の増につきましては、令和7年度の決算剰余金を繰り越すものでございます。

続きまして5ページをお開き願います。

7款3項2目受託事業収入の補正額183万8千円の増につきましては、比謝川行政事務組合において、焼却炉の故障により可燃ごみの焼却ができない状態となったことから、一般廃棄物処理業務の相互協力に関する協定に基づきまして、令和8年3月30日から4月4日までの間、可燃ごみの受託処理を行ったことに伴うものでございます。このうち令和8年4月1日から4月4日までに受け入れた可燃ごみに係る処理費用に伴う収入を、令和8年度分として計上するものでございます。

次のページをお願いいたします。こちらから歳出でございます。

6ページをお願いします。

2款1項1目一般管理費の補正額は9,358万6千円の増となっております。3節及び4節の人件費の増額につきましては、4月1日付人事異動によるものでございます。

続きまして同ページ、18節負担金・補助金及び交付金430万7千円の増につきましては、池原自治会並びに登川自治会の地域環境整備事業に対する補助金の追加分として、地域還元対応補助金を支出するものでございます。自治会住民の生活環境向上と地域コミュニティの活性化を目的として、自治会が必要とする物品を整備するものでございまして、池原自治会におきましてはエイサー等の衣装や草刈機、パソコン、軽バン車両等の購入費。登川自治会につきましてはモニターやカラオケセットの購入費となっております。

続きまして同ページ、24節積立金8,883万1千円につきましては、令和7年度の決算剰余金を積み立てるものとなっております。

7ページをお願いいたします。

3款1項2目塵芥処理費（熱回収施設）及び3款1項4目最終処分場費につきましては、比謝川行政事務組合の機器故障に伴うごみに受入れにより生じた一般廃棄物処理相互協力受託料を特定財源として充当するため、歳出予算の財源内訳を組み替える財源更正を行うものでございます。

8ページをお願いいたします。

最後に、4款1項2目起債利子につきましては、令和7年度末及び令和8年度借入分の地方債に係る金利が上昇したことに伴う償還利子不足分となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○栄野比和光 議長

以上で当局の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

（『質疑なし』の声あり）

○栄野比和光 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

これより議案第3号について討論に入ります。討論はありませんか。

（『討論なし』の声あり）

○栄野比和光 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第3号　令和8年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（『異議なし』の声あり）

○栄野比和光 議長

異議なしと認めます。よって、議案第3号　令和8年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決いたしました。

日程第6、認定第1号　令和7年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について、議題といたします。当局の説明を求めます。

花城 事務局長。

○花城博文 事務局長

認定第1号　令和7年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和7年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めます。

令和8年8月14日

倉浜衛生施設組合　管理者　花　城　大　輔

次のページの令和7年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算書をお願いいたします。

主な事項につきましては、一般会計歳入歳出決算書でご説明させていただきます。

2ページをお願いたします。

一番下の欄、歳入の予算現額が57億1,320万3千円。

続きまして3ページでございます。

調定額が56億1,622万9,848円、続きまして収入済額が56億1,622万9,848円、不納欠損額、収入未済額ともにございません。また右端の予算現額と収入済額との比較は9,697万3,152円の減となっております。

この予算現額と収入済額との比較で、その主な内容につきましてご説明させていただきます。

3款1項国庫補助金410万9千円につきましては、熱回収施設基幹的設備改造事業に伴う交付金の年度間調整による増となっております。

次に7款3項雑入6,135万6,358円につきましては、主に売電料が見込みより1,947万3,609円の増となったことと、ペットボトルの買取価格の上昇に伴い増加した、有償入

札拠出金の収入3,862万1,221円の増となったことによるものです。

また、8款1項組合債1億6,450万円の減につきましては、主に最終処分場浸出水処理施設基幹改良整備事業において、次年度繰越しによるものとなっております。

続きまして4ページ、5ページをお開き願います。

一番下の欄にございます一般会計歳出決算書の歳出合計欄をご覧ください。予算現額の57億1,320万3千円、5ページにございます支出済額が53億4,284万9,673円、翌年度繰越額は2億5,202万7千円。なお、不用額は1億1,832万6,327円、予算現額と支出済額との比較は37億35万3,327円となっております。

不用額の主な内容についてご説明させていただきます。5ページの表の中段でございます。3款1項清掃費の不用額8,520万5,681円は、主に熱回収施設の10節需用費の6,228万8,042円、14節工事請負費の1,045万6千円で、契約差額や使用量の減でございます。

続きまして少し飛びまして、37ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額は2億7,338万175円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源が9,702万7千円となっており、これを差し引きますと、実質収支額といたしましては1億7,635万3,175円となっております。

次に39ページをお開き願います。

財産に関する調書のうち、2. 物品につきましては、2行目、普通貨物自動車を新たに1台購入したほか、大型冷風機も1台購入により、決算年度中においてそれぞれ増となっております。

次に40ページをお開き願います。

3. 基金でございます。(1) 財政調整基金につきましては2億7,918万3,575円の増となり、決算年度末現在高は12億4,670万361円となっております。

(2) 地域還元対応基金につきましては1,960万2千円の減となっており、決算年度末現在高は1億8,589万1,645円となっております。

(3) 最終処分場整備等基金につきましては1億6,038万4,080円の減となっており、決算年度末現在高は4億1,657万9,756円となっております。

以上が決算認定についてのご説明でございます。

なお、令和7年度決算認定に係る資料といたしまして、令和7年度一般会計歳入歳出決算認定資料、令和7年度一般会計歳入歳出決算審査意見書、令和7年度主要な施策の成果を説明する書類を添付しております。併せてご参照のほどお願いいたします。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○栄野比和光　議長

以上で当局の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

（『質疑なし』の声あり）

○栄野比和光 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

これより認定第1号について討論に入ります。討論はありませんか。

（『討論なし』の声あり）

○栄野比和光 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

認定第1号　令和7年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について、採決いたします。

当局の説明のとおり認定することにご異議ございませんか。

（『異議なし』の声あり）

○栄野比和光 議長

異議なしと認めます。よって、認定第1号　令和7年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について、当局の説明のとおり認定されました。

日程第7、報告第1号　令和7年度倉浜衛生施設組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、議題といたします。当局の説明を求めます。

花城 事務局長。

○花城博文 事務局長

報告第1号　令和7年度倉浜衛生施設組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和7年度倉浜衛生施設組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書を調製したので報告します。

令和8年8月14日

倉浜衛生施設組合　管理者　花　城　大　輔

次のページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、地域還元対応補助金400万円につきましては、1、池原自治会との工程調整の中で当該対象事業である購入車両購入について、発注から納車にかけて不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため繰り越したものでございまして、令和8年6月17日付で事業が完了しております。

3款衛生費、1項清掃費、事業継続計画（ＢＣＰ）策定業務委託1,957万4千円につきましては、関係機関、構成市町との協議に不測の日数を要し、年度内での完了が困難となったため繰り越したものでございまして、令和8年11月の完了を予定しております。

また、3款1項清掃費、最終処分場浸出水処理施設基幹改良工事に係る施工監理業務委託1,758万円と最終処分場浸出水処理施設基幹改良工事2億1,087万3千円につきましては、基幹改良工事において不測の事態で時間を要したため繰り越したもので、いずれにつきましても令和9年1月の完了を予定しております。

報告は以上でございます。

○栄野比和光 議長

以上で当局の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

（『質疑なし』の声あり）

○栄野比和光 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

以上で日程第7、報告第1号について報告を終わります。

日程第8、報告第2号から報告第8号の例月現金出納検査の結果報告について、本件につきましても報告書をサイドブックスに上げてございますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

日程第9、一般質問に入ります。

一般質問通告書について、8月7日の通告締め切り日までに提出はございませんでした。したがいまして、本定例会におきまして一般質問は行いません。

以上をもちまして日程第9、一般質問の日程を終了いたします。

休憩いたします。

休憩（午前10時48分）

再開（午前10時48分）

○栄野比和光 議長

再開いたします。

お諮りいたします。本定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

（『異議なし』の声あり）

○栄野比和光 議長

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩（午前10時49分）

再開（午前10時49分）

○栄野比和光 議長

再開いたします。

以上をもちまして本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和8年度第1回倉浜衛生施設組合議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

閉会（午前10時49分）

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

令和８年 10 月 5 日

議　　長　安野光和

会議録署名議員　上地栄

会議録署名議員　宮城政司